

認知症の利用者が他の利用者からもらった飴を誤えん

■ 自立度の高い利用者の自己管理の食べ物

認知症のあるMさん(78歳・女性)が食事の前に突然咽込んだため、職員が背中を強くタッピングすると口から大きな黒い飴玉が少し溶けた状態で出てきました。なぜ飴を舐めていたのか尋ねるとTさん(認知症のない利用者で菓子などを自己管理している)からもらったとのことでした。Tさんに確認すると「欲しいと言うのであげた」と話します。「喉に詰める危険があるので、あげる前に職員に言って欲しい」と伝えると、「分かりました、すみませんでした」と謝ってくれました。職員は事故に至った訳ではないので、MさんとTさんの家族には連絡は入れませんでした。

主任がカンファレンスを開き、防止対策を協議しました。措置からの利用者はお菓子などを自己管理しているが、禁止することは難しいので、「他の利用者にあげないよう徹底を図り、自分で管理できなければ介護職が預かる」という対策としました。ところが、翌月にまたTさんがMさんにあげた飴を誤えんして救急搬送されてしまいました。Mさんの家族は「Tさんの家族に賠償を求める」と言い、Tさんの息子さんは「前月の事故の時なぜ教えてくれなかったのか」とクレームとなりました。

なぜ介護職員だけで事故を防ごうとするのか？

■ 認知症のない利用者の起こした賠償事故の責任は？

まず、Tさんが分け与えた飴で認知症の利用者が誤えんを起こした場合、事故の責任は誰が問われるのでしょうか？加害者であるTさんは認知症がありませんので、Tさんが賠償責任を負担しなくてはならないでしょう。では、施設はこの事故で責任は問われないのでしょうか？



加害者のTさんに認知症があれば、施設も加害者の家族(法定監督義務者)と連帯して代理監督義務者責任を問われることがあります。Tさんには認知症がないので施設は監督義務者責任を問われることはないでしょう。すると、この事故を防止する責任は判断能力があるTさん自身にあることとなります。

■ 家族も大きなトラブルに巻き込まれる

高齢のTさんは善意から誤えんの危険がある利用者にも飴を分け与えてしまいます。Tさん自身が自制して事故を防ぐことができなければ、家族がTさんを説得してこの「飴のお裾分け」を止めさせなければなりません。なぜなら、Tさんに賠償資力が無いなどの理由でTさんが賠償できなければ、Tさんの家族が被害者から賠償金の支払いを求められる可能性があるからです。家族はTさんの賠償責任を肩代わりする法的義務はありませんが、被害者は道義的な責任を求めてくるでしょう。また、家族が入所契約書の保証人の欄に捺印していると、被害者の責任追及も厳しくなるかもしれません。

■ 全ての事故を自分達の手で防ごうとする介護職員

Tさんが分け与えた飴を他の利用者が誤えんして死亡事故が起きれば、家族も大きなトラブルに巻き込まれることは間違いありません。ところが、介護職員は自分達の手だけで事故を防ごうとして、家族には前月の事故の事実を伝えませんでした。Tさんの息子さんの立場になれば「なぜ、施設は前月の事故の時に知らせてくれなかったのか？知らせてくれれば母を真剣に説得して“お裾分け”を止めさせることができたのに」と考えるでしょう。

デイサービスや施設では、時折、利用者同士が加害者と被害者になるような事故が起きます。被害が発生しなければ、加害者の家族に連絡をしないで自分たちの手で事故を防ごうとすることがたびたびあります。しかし、時には加害者の家族は利用者が起こした事故で大きな責任を負うこともあり、必ず家族連絡を入れて一緒に対策を考えなくてはなりません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444
監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店